

2026年5月

損害保険事故

裁判記録等総括・感想

藤田化成株式会社

代表取締役 藤田芳隆

## 第1 本書の目的

弊社は、社内で発生した損害保険事故に対して、本人訴訟として民事裁判を提起したので、要約して記録として残し、感想を記す。なお全文は

【TD150R36ASE 損害保険事故裁判等全記録】 にある。

## 第2 事故概要

本件保険事故は、弊社所有の縦型射出成型機（TD150R36ASE）の金型交換時に、ホース破れによる冷却水の水漏れ事故が発生し、漏れ出した冷却水の除去作業において、拭き取れなかった冷却水をエアで吹き飛ばしたため、冷却水が飛散して、機械深部の油圧回転機構部まで達し、「さび」が発生して齧りにより機械が駆動停止した事案である。

当該保険では、作業ミスであっても損害保険の対象となる。

【[甲第3号証](#)より詳細説明】

TD150R36ASE 水漏れ事故状況説明

水漏発生日：2021年3月2日

事故確認日：2021年8月5日

（当該機械は駆動率が低く、事故確認日までの約6か月間駆動していない）

事故再調査の結果

(従業員に対する聞き取りと当該機械の再調査)

従業員の説明より：

2021年3月2日の金型交換時に冷却水を通水したところ、突然、上型の冷却用ウレタンホースが破れ、冷却水が噴き出した。

冷却水の吹き出しは、冷却水を止めるまで、約1分間続き、100L程度の冷却水が、金型、回転盤、成型機上に溢れ出した。

冷却水を止め、漏れ出した冷却水は、ほうき・塵取り、雑巾で拭き取ったが、拭き取れなかったものについては、エアーで吹き飛ばした。



上型冷却水用ホース

水分の流入経路とさびの発生状況について：

回転盤上には2種類8か所貫通穴が開いているが、事故当時、回転盤上には金型が載っており、突き出し機構部（6か所の貫通穴）は塞がった状態、また、回転止機構（貫通穴2か所）には、蓋がされており、2種8か所の貫通穴すべてが塞がっており、下部には油圧シリンダーを備えた各機構がある。したがって通常の金型交換による少量の水漏れであれば、回転盤上で回収・吸収することができる。回転盤上部から回転盤直下にある回転機構部まで達するような冷却水の侵入は考えにくい。さらに継続して水漏れを起こしているのであれば、突き出し機構や回転止め機構が先に破損する。

したがって、機械構造上は、通常作業時に水漏れを起こしても、機械内部の回転機構部まで水分が達することはないと考える。

回転機構部を調べた結果、回転機構部は、回転盤中心下部に宙ずりの状態で取り付けられており、外側のさびの発生状態に偏りがみられた。このことから、1方向から水分が吹き付けられたものと考えられる。また、回転機構部の取り付けねじ等が、取り外しができない状態にまで錆びついていることから、かなり大量の水分が吹き付けられたものとも考えられる。



さび発生の偏り



別方向から撮影

したがって、事故当時、漏れ出した冷却水进行处理する過程で、エアーにより吹き飛ばされた大量の冷却水が、機械平面と回転盤の隙間を通して、回転機構部まで達し、外側部分を錆びさせ、内部を破損させたものと結論付けられる。



機械平面と回転盤の隙間

結論：

作業者は、機械内部の回転機構部までエアーにより冷却水が飛ばされるとは思っていなかった。作業者の冷却水の処理ミスである。

今までは、大量の水漏れが、回転機構部の錆びの原因であることは、わかっていたが、詳細な流入経路は不明であった。今回の再調査で、その詳細が、上記のように判明した。

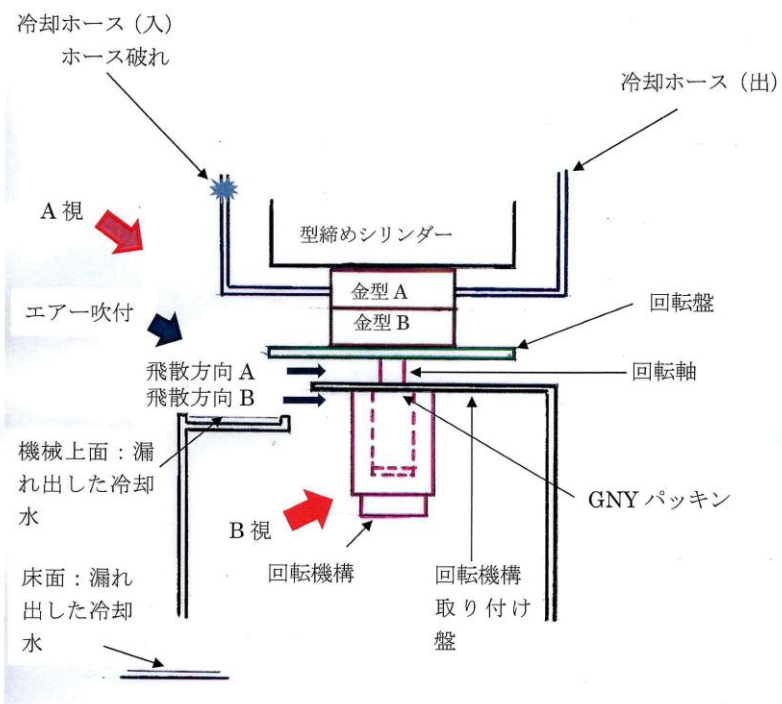
以上

補足説明として当該機械を構成する主要部分の位置関係図を示す。[\(甲第34号証\)](#)

ホース破れによって漏れ出した冷却水は大量であり、回転盤上から機械上面へと流れ出し、機械上面で除去しきれなかった分をエアーで吹き飛ばした。吹き飛ばされた冷却水は、飛散方向 A と B に別れ、B 方向へ飛散した冷却水は、回転機構外側部分を錆びさせ(回転軸まで届く距離)、A 方向へ飛散した冷却水(回転軸までの途中経路に「錆び」が確認される、[乙第8号証](#))は、回転軸を介して回転機構内部に侵入し、「錆び」を発生させたものと考えられる。

冷却水侵入経路説明図

(位置関係)



第3 保険会社との任意交渉（[甲第8号証・交渉経緯①1～36、交渉経緯②37～](#)

[68、交渉経緯③69～98、交渉経緯④99～125、交渉経緯⑤126～151](#)）に全文記載）

弊社は、販売用パンフレットの事故例（[甲第7号証](#)1頁、不測かつ突発的な事故）と同様な事故が起きたとして、保険請求を行った。

保険会社は、水漏れ事故による「さび」により当該機械が駆動を停止したことを認めたが、「さび」の発生は

- ① 通常使用でも起こり得ること
- ② 保険約款の免責条項に該当する

として、保険金の支払いを拒んだ。

① 通常使用でも起こり得ることについて

弊社は、通常使用時には、少量の水漏れが発生するが、当該機械の深部まで冷却水が侵入して、駆動停止になることは機械構造上起こり得ないことを説明し、強く否定した。また、「さび」の発生場所は油圧装置内であり、通常は空気や水分が存在しないため、「さび」は時間の経過とともに発生しないとして対立した。このことは、当該機械の機械構造を確認し、油圧装置の知識があれば理解できる。

保険会社が、通常使用でも起こり得ること判断した根拠については、事故後の鑑定調査による報告書に誤りがあるのではないかと、後日気づき、開示を求めたが、「ございません。」とされ、開示されなかった。存在が確認され、開示されたのは、ADRに不服申し立てを行った後である。この報告書（[乙第3号証](#)）は、作業手順や機械構造上を知らない鑑定員によって作成されたものであり、機械構造の誤りや弊社の説明とは異なる記載があった。機械構造や作業手順を知らないものがこの報告書を読むと、通常作業の少量の水漏れでも、油圧駆動部に冷却水が達する印象を与える。

保険会社は、後に、水漏れ事故の発生と、その事故により当該機械が駆動を停止したことを認めている（[ADR答弁書](#)）。

## ② 保険約款の免責条項に該当することについて

免責条項とは、企業総合保障保険普通保険約款（[甲第13号証・保険約款全文①](#)、[保険約款全文②](#)）8頁 第1章 第2条（3）⑮（保険金を支払わない場合）

保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラースケールを含みます。）または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害

であり、「さび」の記載があるため、保険会社は免責条項に該当するとしたが、弊社は、約款記載の「さび」は、自然発生した「さび」を指し、事故による「さび」は該当しないとして反論した。

なお、保険会社からは、機械構造上冷却水が侵入しない構造であることを前提として、みなし損害金として、407,000円が示されたが、弊社は、当該機械の再調達価額約20,000,000円には及ばないため拒否した。

保険会社との任意交渉においては、上記保険約款の免責事項の解釈及び「さび」の解釈（通常使用でも起こり得ること）において意見の相違であった。

なお、当該機械は、保険会社との意見の相違が上記2点に絞られたため、調査完了後、保険会社の了解を得て、廃棄処分された。

## 第4 ADR裁判外紛争解決手続き（[甲第14](#)、[15号証](#)）

弊社は、そんぽADRセンターに紛争解決手続きの申し立てを行った。

同センターからは、和解金627,000円（[和解案の提示および和解勧告について](#)）が示されたが、同センターは中立・公平と謳っているが、一般社団法人

人であり、その会費は、損害保険会社が支払っている。また、役員の多くは損害保険会社からの出向であり、中立・公平とは思えず、少額の和解金での解決の意図が見えたので、和解は拒否した。

なお、同センターへ保険会社から提出された[答弁書](#)（保険会社の代理人弁護士は保険会社の答弁書を否定したため、ADRでは公開を禁じているが、あえて公開する）において、保険会社は、

・ ・ 2022年7月29日に実施した3回目の立会調査において、目的機械が正常に動作できない原因は回転機構部分に生じたさびによるものであること、また、そのさびは「経年のさび」と「新たに生じたさび」の混在によるものであることを確認しました（別紙5）。そのうち「新たに生じたさび」は、事故日Aの水漏れ事故が発生し、5カ月月後の事故日Bにおいて動作不可能を確認していることから、事故日Aの水漏れ事故が原因で発生したものと当社は考えます。

と答弁し、水漏れ事故による「さび」が原因で、当該機械が駆動を停止したことを認めているが、保険約款の解釈は変えておらず、約款解釈は対立したままであった。

ここでも、意見の違いは、保険約款の解釈の違い及び「さび」の解釈の違いのままであった。

## 第5 訴訟第1審（新潟地方裁判所三条支部）

弊社は、保険約款の解釈及び「さび」の解釈を求めて提訴した。

ところが、代理人弁護士は、水漏れ事故の発生・水漏れ事故と故障との因果関係等について、新たに争点とし、これについても争った。

[第1審判決文](#)では、事案の概要として、“被告は①水漏れ事故の発生、②水漏れ事故と故障との因果関係を否認するとともに、③本件は損害保険契約上の免責事由に該当する、④原告は損害防止義務に違反しているとして争った”とあり、訴訟第1審では、①水漏れ事故の発生と②水漏れ事故と故障との因果関係の解明に多くの時間を費やしたが、弊社が提訴した争点について

は、ほとんど審理されていない。

[第1審判決文](#) 7頁においては、本件水漏れ事故と本件機械の故障との間の因果関係について

・ 保険金を請求するためには、その請求をするものが、保険事故と損害との間に因果関係があることを主張し、これを立証する必要があるものと解される。本件については、原告において、本件水漏れ事故（保険事故）と本件機械の故障（損害）との因果関係（本件回転機構の内部が本件水漏れ事故によってさびたこと）を主張、立証する必要がある。

とし、立証が不十分であるとして、控訴を棄却し、弊社が提訴した争点についての判断も避けた。

具体的に裁判官が、立証が不十分であると判断した事実認定の部分([第1審判決文](#) 8頁)は、下記であり、

- ① エアーにより吹き飛ばされた冷却水は、多量とは考えられず、相応の距離を進んでパッキンを通じたとは考え難い。
- ② ・ 数センチの程度の立ち上がりが存在するから、多量の冷却水が漏れても、基本的には、本件機械の外側に冷却水は流れていくものと考えられる。
- ③ 回転機構外側の「さび」は、長年の積み重ねによって、回転機構の外側に錆が発生したことが考えられる。
- ④ 作動油劣化が考えられる。

弊社が提出した証拠は否定され、説明は受け入れてもらえなかった。

## 【訴訟1 審判決文の誤り】

### ア) 事故認識について

本件保険事故は、当該機械が駆動を停止したことである。そして、その損害とは、当該機械を駆動可能な状態に戻す費用である。水漏れ事故はその原因である。本件水漏れ事故は、直接的な保険事故ではない。さらに、判決文内に「さび付いて」とする表現([第1審判決文](#) 2頁、(3)イ本件機械の故障

等)があるが、「さび付いた」(固着)ものではなく、「さび」により齧り(甲第4号証)が発生して駆動を停止したものである。判決文は、本件保険事故の事故内容の理解に誤りがある。

イ) 因果関係の主張立証の必要性について

判決文が指摘した、“保険金を請求するためには、その請求をするものが、保険事故と損害との間に因果関係があることを主張し、これを立証する必要があるものと解される”ことについて、本件においては、下記理由により、保険事故の立証は、“水漏れ事故後に、当該機械が駆動を停止した”とする事故の外形的事実の立証で足ると考える。“原告において、本件水漏れ事故(保険事故)と本件機械の故障(損害)との因果関係(本件回転機構の内部が本件水漏れ事故によってさびたこと)を主張、立証する必要がある。”ことは不要であると考ええる。

- ① 保険約款(甲第13号証・[保険約款全文①](#)、[保険約款全文②](#))では、保険金の支払い条件として、事故と故障(損害)との因果関係の立証を求めた記載はない。したがって、保険金を請求するためには、その請求をするものが、保険事故と損害との間に因果関係があることを立証(冷却水の流入経路の証明や他の原因を否定する証明)する必要はなく、水漏れ事故により当該機械が駆動を停止したとする、事故の外形的事実の立証で足ると考える。
- ② 保険約款では、保険金請求者が行うことは、保険事故の通知(水漏れ事故後に当該機械が駆動を停止したとする外形的事実の通知、甲第13号証 [保険約款全文①](#) 15頁、保険約款第4章第19条15頁)のみである。保険会社はその通知を受けて、免責条項に該当するかを調査し、保険金の支払いを判断するものである。
- ③ 当該機械の駆動停止原因は、機械メーカーの原因調査(水漏れ事故前の正常駆動時には「さび」は発生しておらず、水漏れ事故後の「さび」により駆動を停止したこと、[甲第4・20号証](#))で足りると考える。
- ④ 最高裁判例([上告受理申立理由書](#)6頁、[乙第14、15、16号証](#)、[甲第23号証](#))においても、オールリスク型保険(当該保険)においては、

事故の外形的事実(水漏れ事故で該機械が停止したこと)を証明すれば足るものである(判決後に判明)。

火災事故に於いては、保険金請求者は、火災原因(失火、漏電、タバコの火の不始末等)を証明する必要はない。また落雷においても、落雷の事実や通電経路やその電圧量を立証する必要はない。盗難においても、盗まれたとする外形的事実を証明すれば足りる。保険約款に従えば、保険契約者は、事故の通知のみをおこない、保険会社が免責条項に該当するかを判断するものである。

当該保険契約は、保険約款により運用されているのであるから、保険約款に従って判断されるべきである。また、最高裁判例がある以上、それに従わなければならない。

したがって、判決文の、“原告が因果関係(冷却水の流入経路の証明や、他の原因の否定)を主張立証する必要がある”とする判断は、保険約款、最高裁判例からも誤りである。因果関係の立証責任は、免責事項の立証として保険会社側にある。

#### ウ) 事実認定について

弊社は、①水漏れ事故の発生と②水漏れ事故と故障との因果関係(本件回転機構の内部に本件水漏れ事故によって「さび」が発生したこと、冷却水の流入経路や、作動油が劣化していなかったこと)を論理的に証明することができるので行った。

##### ① [第1審判決文](#)(8頁)の冷却水の量と経路について

少量の冷却水であっても回転軸あるいは油圧作動部に達すれば、「さび」は発生する。回転軸までの経路途中には、「さび」の発生があり、同等の距離にある回転機構外側にも「さび」の発生が見られ、飛散距離も、方向も、量も確認できる([甲第3号証](#))。パッキンについては摺動部のパッキンであり、成形サイクルごとに変形を繰り返す([甲第22号証](#))。駆動停止前には「さび」の発生はない([甲第20号証](#))。駆動停止後の回転機構内部では、2種類の「さび」が確認されている([乙第8号証](#))。以上より冷却水が侵入し、「さび」が発生したと考えることができる。

② [第1審判決文](#)(9頁)・・・外側に冷却水は流れていく・・・について

漏れ出して処理しきれなかった冷却水については、エアーで吹き飛ばした。したがって、流れ出した冷却水だけが対象になるわけではない。吹き飛ばされた冷却水が問題であり、エアーで吹き飛ばせば、四方八方へ飛散する。

③ [第1審判決文](#)(9頁)・・・長年の積み重ねによって・・・について

通常作業による水漏れであれば、少量であり、回転盤上にとどまり、機械上面上に落ちることはない。回転盤直下にある吊り下げられた回転機構の外側に「さび」を発生させるためには、回転盤上から機械上面に冷却水が流れ出て、機械上面上の水分をエアーで噴き上げ、回転盤と機械の間を通過させる必要がある。通常作業では考えられない。回転機構の外側が錆びたのは、水漏れ事故により、誤ってエアーにより大量の冷却水を飛散させたためである。このことは、当該機械を確認すればすぐわかる ([甲第34号証](#))。

④ [第1審判決文](#)(9頁)作動油劣化について

作動油劣化は油圧回路図([甲第36号証](#))を理解していれば否定できる。他系統でも作動油は共通なため、作動油が劣化していれば、精密制御系や微小回路の射出制御系の方が先に問題が発生する。また、作動油は突然劣化するものではなく、突然の駆動停止が起きる前に、異常振動や異音等の予兆が発生する([甲第20号証](#))。水漏れ事故前まで作動油に関する問題は発生しておらず、当該機械は問題なく駆動([甲第25号証](#))していた。作動油の劣化は考えられない。

以上より、弊社は、水漏れ事故によって冷却水が侵入し、「さび」によって齧りが発生し、当該機械が駆動停止したとする立証は十分できているものとする。

なお、このことは、当該機械を確認すれば簡単に理解できる。油圧装置に対する知識や経験がなくとも、冷却水の流入経路は現物を確認すれば理解できるし、作動油の劣化は、作動油の色調を確認するだけで済む。しかし、当該機械は廃棄処分されており確認することはできない。重要な証拠

となる当該機械を廃棄処分後に、主張を変更して、立証を求めるのは信義に反する。

判決文は、弊社が提出した証拠も否定した。弊社が提出した証拠を否定するのであれば、否定できる新たな証拠が必要である。判決文には新たな証拠もなく、理由説明もない。

### 【判決文誤りの背景】

#### ア) 立証責任について

- ① 裁判官は、保険約款（[甲第13号証・保険約款全文①](#)、[保険約款全文②](#)）を理解していない。
- ② 裁判官は、最高裁判例（[乙第14、15、16号証](#)、[甲第23号証](#)）に従っていない。
- ③ 教科書的には、“・保険金を請求するためには、その請求をするものが、保険事故と損害との間に因果関係があることを主張し、これを立証する必要があるものと解される”かもしれないが、保険約款や最高裁判例とは判断が異なる。当該保険契約は、保険約款により運用されているのであるから、保険約款に従って判断されるべきである。柔軟性に欠け、保険約款や最高裁判例に対応していない判決である。

#### イ) 事実認定について

- ① 証拠(特に[乙第3号証](#))の検証が行われなかった。
- ② 裁判官が当該機械の構造、冷却水の流入経路、さびの状態等の証拠（[甲第3、22号証](#)、[乙第8号証](#)）を理解していない。
- ③ 裁判官の油圧装置に対する経験・専門知識の不足がある。（[甲第34・36号証](#)は、判決文において、裁判官が事象を理解していないと感じ、控訴時に追加で提出したものである）。
- ④ 専門知識も経験もなく、証拠の検証を行わず、証拠の理解もない。現場現物も確認していない。若い裁判官が一人が出した判決である。

判決文には、証拠に基づいた、科学的で明確な理由付けが必要である。それは裁判官の責務である。本判決文にはそれがない。

弊社は、水漏れ事故による当該機械の駆動停止を論理的に立証した。すなわち、水漏れ事故により飛散した冷却水の、方向、量、距離を証明した（[甲第3号証](#)）。また、水漏れ事故後には、回転機構内に2種類の「さび」が確認されている（[乙第8号証](#)）。水漏れ事故前には「さび」の発生はない（[甲第20号証](#)）。回転機構内部（使用作動油容量約1リットル、[甲第22号証](#)）に「さび」を発生させる流入水分量は、0.015wt%（油圧作動油の残存水分を除く飽和水分量、[甲第29号証](#)）程度であるから、箒や塵取り、雑巾で拭き取った後、エアで吹き飛ばした水分が、一滴にも満たない量（0.15ml）が流入すれば、「さび」は発生する。エアにより吹き飛ばした量としては、十分と考える。当該パッキンは、耐摩耗性を備えた異形断面を持つパッキンであり、摺動時、膨張収縮を繰り返す。Oリングや弁当箱のシリコンパッキンとは異なる。回転軸は、水漏れ事故後に約1100回の上昇下降及び180度回転を繰り返している（[甲第25号証](#)）。パッキン上に漏れ出した冷却水があれば、その膨張収縮に伴い、冷却水が侵入することは十分考えられる。また、回転軸に接触していれば、回転軸自体が錆びることも考えられる。

#### ウ) 控訴第1審の判決について

本件の判決は、科学的思考に欠けた裁判官が、証拠の検証を行わず、証拠も理解できず、現場現物を確認せず、1人で判決を下したものである。あまりにも粗雑な判決である。

### 第6 控訴審（東京高等裁判所）

弊社は、訴訟第1審（新潟地方裁判所三条支部）を不服として控訴した（[控訴理由書](#)、[控訴理由書要約](#)）。

高裁裁判官は和解を提案した。

和解の前提となる【裁判官作成の[和解メモ](#)】

1 判断となる前提

- (1) 水漏れ事故が発生した。
- (2) 本件機械の故障原因は「さび」である。
- (3) 保険約款の免責条項の「性質によるさび」には該当しない。
- (4) 保険金請求者が立証責任を負う。

2 本件水漏れ事故で漏出した冷却水による錆については、本件免責条項によっては免責されないと考えられる。他方、本件水漏れ事故で錆を生じたと立証することには相当のあい路があることや、本件機械が中古で取得され稼働率が高くなかったこと等を指摘

3 和解金 1,617,000 円の提案

和解金 1,617,000 円では不服として和解を拒否した。

[控訴審判決文](#)では、

- (1) 本件水漏れ事故以外にも本件回転機構の内部にさびが発生し得る原因が考えられる。本件機械の故障という損害が本件水漏れ事故によって生じたとはまでは認定することができないというほかはない。
- (2) 被控訴人が保険金を支払うのであるから、保険事故と損害との間の因果関については、保険金請求者たる控訴人において立証を要するものと解するのが相当である。

として控訴を棄却した。

ア) 保険約款の免責条項の解釈について

控訴審の和解メモで、高裁裁判官は、訴訟第1審で弊社が争点として提訴した、保険約款の免責条項の解釈 ([甲第13号証①](#) 8頁、第1章 第2条

(3) ⑮(保険金を支払わない場合) について、弊社の主張を認め、免責条項には該当しないとしているが、判決文には反映されていない。

イ) 立証責任について

保険約款や最高裁判例とは異なり、控訴審判決文は第1審と同じである。

弊社の考えは変わらず、当該保険契約は、保険約款により運用されているのであるから、保険約款に従って判断されるべきであり、また、最高裁判例がある以上、それに従わなければならないと考える。

保険契約における保険約款は、法律と同等の意味を持つ。本件の判決文（第1審、控訴審共に）においては、保険約款が機能していない。裁判官の判断とは思えない。

立証責任の所在は、免責条項の立証として、保険会社側にあると考える。

ウ) 事実認定について

第1審と同じである。高裁裁判官も、油圧装置について専門知識も経験もなく、証拠も理解できていない。当該機械の確認もない。事故事象や証拠が理解できていない以上、第1審の判断を変更することができないことは当然であると考ええる。裁判官の知識不足である。

エ) 本件機械が中古で取得され稼働率が高くなかったことについて

高裁裁判官から和解交渉時に【再調達価額では、ぼろもうけになる】との発言があった。本件の保険約款（[甲第13号証①](#)5頁、9頁）では、保険価額は、“損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、再調達価額により定める”とある。保険約款において再調達価額と規定(明記)している。自動車保険等の残存時価額ではない。中古機であっても、償却が終わっている機械であっても、保険価額は再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築又は再取得するのに要する額)である。したがって高裁裁判官の【再調達価額では、ぼろもうけになる】発言は、当該保険約款を理解しておらず、このような潜り観念の中で進められた和解交渉は、受け入れられなかった。保険価額は保険約款に従って算出されるべきである。和解金についても、保険約款に基づく保険価額をベースに算出されるべきである。

このことは訴状（改訂版）や保険約款（甲第13号証①）に記載してある。高裁裁判官は、訴状すら読んでいない。

控訴審判決は、第1審の判決文と控訴理由書(要約だけかもしれない)だけで判断されていると感じる。

#### オ) 控訴審判決について

我が国は三審制(最高裁は法律審なので実質二審制)をとっている。実質二審制の控訴審において、控訴理由書だけの判断では、審理を行ったとはいえない。本件においては、控訴理由書も理解されていない。訴状も読まず、証拠も理解できない状態では、審理を行うことはできない。裁判官がどれだけ忙しいかは知らない。しかし、高い席にいる裁判官は、高度な知識と経験を持ち、潜入観念を捨て、事故の内容を理解し、証拠を精査・理解して、科学的に判決を下さなければならない。それが出来ていない。事故の内容を理解せず、証拠を示しても理解できず、それでいて判決を出す。わからないものを、わからないまま、わからない状態(自分はわかっているつもりかもしれないが)で判決を出す。こんなことがあってはならない。これが、高裁裁判官は【腐っている】とする理由である（不服申し立て書）。

### 第7 上告審（最高裁判所）

弊社は、控訴審判決を不服として上告及び上告受理申立を行った（上告理由書、上告受理申立理由書）。

ア) 届いたのは、調書（決定）であり、裁判官の自筆サインもなく、押印もなく、上告及び上告受理申立が棄却された。“裁判官全員（5人）一致の意見”とあるが、上告理由書や上告受理申立理由書を読んだのか疑問である。

令和6年度の最高裁における民事訴訟事件（上告受理を含む）の新受は4359件である（最高裁ホームページより）。15人の裁判官（各5人の3小法廷で分担、5人の裁判官の重複審理）が担当するのであるが、そ

のうち約99%が上告棄却・上告申立不受理（高裁裁判官はこの数字を根拠にして和解を勧めた）である。

上告及び上告受理申立を行う多くのものは、民訴法312条1項又は2項あるいは民訴法318条1項に該当すると考え、上告及び上告受理申立を行う（少なくとも、弊社の事案は、該当すると考える）。そのうちの約99%が上告棄却・上告申立不受理では、数字的に不自然である。民事事件だけでなく行政、刑事事件等もあり、1人の裁判官が年間約1500件の審理を行うのは、過大すぎると考える。調査官や主任裁判官による下調べ、整理等があると思うが、その判断は、最高裁の判断ではない。以上より、届いた調書（決定）は、最高裁裁判官が詳細を理解し、判断したものとは考えにくい。したがって、自筆サインもなければ、押印もないのではないかと考える。

- イ） 調書（決定）では、上告の棄却理由は、民訴法312条1項又は2項に該当しないとのことであった。弊社は、民訴法312条2項六の判決に理由を付さず、または理由に食い違いがあることに該当すると考える。
- ① 控訴審判決文の“本件水漏れ事故以外にも本件回転機構の内部にさびが発生し得る原因が考えられる。本件機械の故障という損害が本件水漏れ事故によって生じたとまでは認定することができないというほかはない。”について、弊社は、証拠（甲第3、20号証、22号証、34号証、36号証、乙第8号証）を示し、水漏れ事故以外の可能性を全て否定した。控訴審判決文は、なぜ本件水漏れ事故以外にも本件回転機構の内部にさびが発生し得る原因が考えられるのか、理由を説明していない。理由には食い違いがある。
- ② 控訴審判決文の“被控訴人が保険金を支払うのであるから、保険事故と損害との間の因果関については、保険金請求者たる控訴人において立証を要するものと解するのが相当である”について、保険約款（甲第13号証・保険約款全文①、保険約款全文②）では、保険金の支払い条件として、事故と故障（損害）との因果関係の立証を求めた記載はない。保険金請求者が行うことは、保険事故の通知（水漏れ事故後に当該機械が駆

動を停止したとする外形的事実の通知、[甲第13号証①](#)15頁、 保険約款第4章第19条)のみである。保険会社はその通知を受けて、免責条項に該当するかを調査し、保険金の支払いを判断するものである。控訴審判決文は、保険約款と立証責任において食い違いがある。

- ウ) 上告受理申立の棄却理由については、民訴法318条1項に該当しないとのことである。弊社は、民訴法318条1項の判例違反があることに該当すると考える。

判例 ([上告受理申立理由書](#)6頁、[乙第14、15、16号証](#)、[甲第23号証](#)) とは、オールリスク型保険(当該保険)においては、保険請求者は、事故の外形的事実(水漏れ事故で該機械が停止したこと)を立証すれば足るものである。保険金請求者が立証責任を負う必要はない。ここに判例違反がある。

火災事故に於いては、保険金請求者は、火災原因(失火、漏電、タバコの火の不始末等)を証明する必要はない。また、盗難においても、盗まれたとする外形的事実を証明すれば足りる。保険約款に従えば、保険契約者は、事故の通知のみをおこない、保険会社が免責条項に該当するかを判断するものである(当該判決では、火災事故が起きても火災原因を立証できなければ、保険金は出ない)。

- エ) したがって、[調書\(決定\)](#)の指摘する、“民訴法312条1項又は2項に該当しないこと、及び、民訴法318条1項に該当しないこと”には該当しない。民訴法312条1項又は2項及び民訴法318条1項は恣意的に運用されるべきではない。該当するものについては、上告及び上告受理申立は受理されるべきである。

- オ) 弊社は、最高裁に対して[不服申し立て書](#)を送った。高裁裁判官は【腐っている】と表現したが、【腐っている】のは、裁判官個人ではなく、裁判所組織であった。一番法律を守っていないのは、最高裁判所自身ではないか。最高裁判所はこのことを自覚すべきである。

以上